平成24年4月22日執行

碧南市長選举 · 碧南市議会議員一般選挙資料

候補者運動員のために

碧南市選挙管理委員会

はじめに

この小冊子は、平成24年4月22日に行われる市長選挙・市議会議員一般選挙の候補者 及びその運動員の方々が知っておかなければならない選挙に関する手続を中心に、選挙運 動その他のあらましについて記述したものです。

複雑な選挙に関する事柄をこの小冊子にまとめることはもとより不可能なことであり、 記述したものはその基本的事項にすぎませんので、おわかりにならない点は選挙管理委員 会におたずねください。

なお、この小冊子では、法令について次のように略称を使用しておりますので、ご注意 ください。

法 : 公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号)

令 : 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)

規則: 公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)

規正法: 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)

【官公署等連絡先】

碧南市選挙管理委員会

〒447-8601 碧南市松本町 28 番地 0566-41-3311

○ 碧南警察署

〒447-0878 碧南市松本町 26 番地 1 0566-46-0110

○ 郵便事業株式会社 碧南支店(郵便課)

〒447-8799 碧南市栄町1丁目22番地 0566-41-0986

○ 名古屋法務局 刈谷支局(総務課)

〒448-0858 刈谷市若松町1丁目46番地1 0566-21-0086

○ 日本銀行代理店 三菱東京UFJ銀行 刈谷支店

〒448-0845 刈谷市銀座 4 丁目 29 番地 0566-21-3011

目 次

第1	選挙に関する期日等 1	8
第2	各種届出等一覧2	9 文書図画の掲示22
第3	選挙運動一覧	10 新聞広告23
	選挙事務所4	11 選挙公報24
	選挙運動用自動車(船舶) 4	第5 選挙運動費用
	拡 声 機4	1 選挙運動費用の範囲と制限
	個人演説会5	(1) 選挙運動に関する収入、寄附及
	街頭演説6	び支出の範囲26
	連呼行為 6	(2) 選挙運動費用の制限27
	文書図画6	(3) 寄附に関する禁止事項27
	新聞広告 8	(4) 実費弁償及び報酬の額30
	選挙公報 8	2 出納責任者の職務
	選挙運動費用8	(1) 出納責任者の選任及び届出32
第4	選挙運動に関する注意	(2) 出納責任者の職務権限32
	1 選挙運動の意義 9	(3) 選挙運動に関する収入、支出の
	2 選挙運動に関する各種制限	報告35
	(1) 選挙運動のできる期間 9	第6 各種証明書等の返還38
	(2) 選挙運動時間の制限10	第7 選挙期日後の行為
	(3) 選挙運動のできる者の制限…10	1 請負等をやめない場合の市長又は
	(4) 選挙運動員の数の制限13	市議会議員の当選人の失格39
	(5) 選挙運動の場所の制限13	2 選挙期日後のあいさつ行為の制限
	(6) その他選挙運動の制限13	39
	3 選挙事務所15	3 供託物の返還39
	4 選挙運動用自動車(船舶)及び拡	付録 選挙運動等質疑応答集40
	声機の使用17	
	5 個人演説会19	
	6 街頭演説20	
	7 連呼行為21	

第1 選挙に関する期日等

<u></u>	選挙に関する期日寺	
	種 別	期日・期間・期限
1	任期満了日	市 長 平成 24 年 4 月 28 日 市議会議員 平成24年5月 4日
2	立候補予定者説明会 (碧南市役所 2 階 会議室 4・5)	3月21日(水) 13:30
3	立候補届出書類事前審査 (碧南市役所1階 選挙管理委員会室)	3月28日(水)~4月6日(金) ※土・日曜除く(1枠1時間 要予約)
4	選挙期日の告示	4月15日(日)
5	立候補届出日 (碧南市役所 2 階 会議室 4・5)	4月15日(日) 8:30~17:00
6	選挙立会人の届出期限	4月19日(木) 17:00
7	選挙立会人選任のくじ	選挙管理委員会が告示した日時
8	選挙運動最終日	4月21日(土)
9	投票日	4月22日(日) 7:00~20:00
10	選挙会 (開票) (碧南市臨海体育館アリーナ)	4月22日(日) 21:00
11	当選証書付与 (碧南市役所2階 会議室4・5)	4月24日(火) 市長9:30 市議10:00
12	選挙運動費用収支報告書提出期限 各種証明書等返還期限	5月7日(月) 17:00 ※土・日・祝日除く(1 枠 30 分 要予約)
13 F	候補者等の氏名等を表示する政治活動 用ポスターの掲示禁止期間 (任期満了前6月に当たる日〜投票日)	市 長 平成 23 年 10 月 28 日 ~平成 24 年 4 月 22 日 市議会議員 平成 23 年 11 月 4 日 ~平成 24 年 4 月 22 日
14	後援団体に関する寄附等の禁止期間 (任期満了前 90 日〜投票日)	市 長 平成 24 年 1 月 29 日 ~4 月 22 日 市議会議員 平成 24 年 2 月 4 日 ~4 月 22 日
15	政党等の政治活動用ポスターの撤去	候補者となった日(告示日)のうち

第2 各種届出等一覧

No	名 称	届出先	期限	届出に必要な書類
1	立候補届	選	4月15日(日) 17:00 まで	 ○候補者届出書 ○供託証明書 (市長100万円、市議30万円) ○公職の候補者となることができない者でないことを誓う宣誓書 ○所属党派証明書(所属党派があるとき) ○戸籍の謄本又は抄本(3ヶ月以内に発行されたもの) ○通称認定申請書(通称使用の認定を受けるとき) <推薦届出の場合> ○推薦届出者の選挙人名簿登録証明書 ○候補者推薦届出承諾書
2	選挙事務所設置(異動)届	選挙管理委員会	設置(異動)後直ちに	○選挙事務所設置(異動)届〈推薦届出者が設置(異動)した場合>○候補者の承諾書(推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面も必要)
3	公営施設使用 の個人演説会 開催申出	上	開催しようとする日の2日前の17:00まで 例:4月21日(土)に開催しようとする場合は、4月19日(木)の17:00まで	○個人演説会開催申出書
4	新聞広告の掲載		4月21日(土)まで に新聞広告がで きるように (投票当日の新聞 に掲載すること はできない。)	○新聞広告掲載証明書
5	選挙運動用通 常葉書の交付 請求	郵便事業 ㈱碧南支店	4月21日(土)まで	○候補者用通常葉書使用証明書

No	名 称	届出先	期限	届出に必要な書類
6	選挙運動用通 常葉書の差出	郵配をう業店の務扱事支	4月21日(土)まで に配達されるよ うに(投票到達 に選挙人に差 するようにだ 出すことはでき ない。)	○選挙運動用通常葉書差出票 選挙運動用通常葉書 200 枚ごとに選挙 運動用通常葉書差出票1枚を添える。
7	(市長選挙のみ) 選挙運動用ビ ラの届出	選挙管理 委員会	立候補届後頒布する前に	○選挙運動用ビラ届出書 ○ビラの見本(1種類につき1枚)
8	選挙立会人の 届出	選挙長	4月19日(木) 17:00まで	○選挙立会人となるべき者の届出書○同承諾書
9	出納責任者選 任(異動)届	選挙管理 委員会	選任(異動)後直ちに	○出納責任者選任(異動)届<推薦届出者が選任した場合>○候補者の承諾書(推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面も必要)
10	選挙事務員等 届	選挙管理 委員会	その者を使用す る前に	○届出書(報酬を支給する者)
11	選挙運動費用 収支報告書	同 上	5月7日(月)17:00 まで(この収支報 告書提出以後の ものについては 収支のあった日 から7日以内)	○選挙運動費用収支報告書○領収書その他の支出を証すべき書面の写し(領収書を徴し難い事情があったときは、その支出の明細書)
12	選挙公報掲載 申請書	同 上	4月15日(日) 17:00 まで	○選挙公報掲載申請書○選挙公報掲載文原稿用紙(2枚)○候補者の写真(2枚)(たて3cm×よこ2.5cm。白黒)
13	選挙公報掲載 文修正・撤回 申請	同 上	4月15日(日) 17:00 まで	○選挙公報掲載文修正・撤回申請書○修正した原稿用紙(2枚)

第3 選挙運動一覧

種 別	 説 明	
選 挙 事 務 所 (P15)	投置数 1箇所 特に制限はないが、投票当日には当該投票所を設けた場所の入口から300m内の区域には設置できない。 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動(廃止に伴う記置を含む)することができない。 設置(異動)後直ちに選挙管理委員会へ届け出る。 ポスター、立札及び看板の類(たて350 cm×よこ100 cm)の数は、通じて3個以内。ちょうちんの類(高さ85 cm×直径45 cm以内)は1個。記載内容は、選挙事務所を表示るものでなければならない。 市長選挙のみ選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを頒布	没 以 ×
選挙運動用自動車 (船舶) (P17)	会 数 1台(隻) 表 示 板 連用車種 乗車定員10人以下の乗用自動車、乗車定員4人以上1 人以下の小型自動車(バン型の貨客兼用の自動車)、四輪門 動式の自動車で車両重量2トン以下のもの(ジープ型) 乗車人員 候補者、運転手 1 人、運動員 4 人以内(運動員は選挙管理委員会交付の乗車(船)用腕章着用) 走行中は連呼行為(8:00~20:00 に限る)以外の選挙運動はできない。 停止中は選挙運動のための演説、連呼行為(8:00~20:00 に限る)ができる。 演説及び連呼行為は、特定建物等での禁止(法 166)及び校、病院等の周辺での静穏保持(法 140 の 2)に注意を要する。 文書図画 ポスター、立札及び看板の類(たて 273 cm×よこ 73 cm以内 数制限なし。ちょうちんの類(高さ 85 cm×直径 45 cm以内 1個。 記載内容制限なし。 看板の類の取付けは、道路交通法の規定による設備外積調 についての所轄警察署長の許可を要する。	駆 選 で こ 学す りり
拡 声 機 (P17)	使用数 1揃い(常時使用)。このほか、個人演説会の開催中、その会場で別に1揃い使用できる。1揃いとは、マイク、スピースで増幅装置からなる1組をいい、携帯用のものを含む。 表示板 選挙管理委員会交付(常時使用の1揃い)	

	種		別		
個	人	演	説 会 (P19)	形 態 回 数 使用施設	候補者が不特定多数の聴衆を集めて行う演説会 制限なし 公営施設とその他の施設
				公営施設	学校、公民館、公会堂その他選挙管理委員会が指定した施設(市民プラザ、文化会館、芸術文化ホール、農業者コミュニティセンター、勤労者体育センター、前浜集落・川口農業センター)
				その他施設	公営施設及び特定建物等の禁止施設(法 166)以外のもの
				開催手続	○公営施設の場合 開催予定日2日前までに別に定める様式の文書で選挙管 理委員会へ申し出る。 ○その他の施設の場合
				開催周知	候補者と施設管理者との契約によりいつでも開催できる (選挙管理委員会へ申し出る必要はない) 候補者が行う。選挙運動用ポスター(ポスター掲示場に掲示)、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ(市長選挙候補者のみ)、街頭演説等で周知。
				演 説	候補者、運動員等。連呼もできる。 テープレコーダー等の使用はできるがスライドなど映写等 は使用できない。
				文書図画 会場内	ポスター、立札及び看板の類(たて 273 cm×よこ 73 cm以内) のみ掲示が可能。数の制限はなし。 掲示責任者の氏名及び住所の記載を必要とする(令110)。 頒布については、市長選挙候補者のビラのみ。
				会場外	演説会場の入口、建物の外側、外回りの塀など、会場の外部にポスター、立札及び看板の類(たて 273 cm×よこ 73 cm以内)を掲示する場合は、会場ごとに合計 2 個。ちょうちんの類(高さ 85 cm×直径 45 cm以内)を会場の内外を通じて 1 個(会場内へ 1 個掲示した場合は、会場外には掲示できない) 記載内容の制限は特にないが、掲示責任者の氏名及び住所の記載を要する(令 110)。 演説会が終了したときは直ちに撤去する必要がある。上記以外は市長選挙候補者のビラも含めて掲示も頒布も一切できない。
				開催制限	特定建物等での禁止規定(法 166)に注意を要する。

	種	別		説	明
街	頭	演 説 (P20)	<u>形態</u>	(屋内から街頭へ向かをあらかじめ集めて行注意) 街頭演説は、選挙管者がその場所にとどれている演説は禁止されてい	等で不特定多数の人に対してする演説ってする演説を含む。不特定多数の人行う場合は、個人演説会になることに理委員会が交付する標旗を掲げて演説まって行う。歩行中又は走行する車上いる。 運動員 15 人以内(運動員は選挙管理
			演 説 時 間 文書図画 演説の制限	委員会が交付する街路 る) 候補者、運動員等。内 テープレコーダー等の 8:00~20:00 に限る。 ってすることのないよ 選挙運動用自動車に 者が頒布するビラ以外 学校、病院等の周辺で	頭演説用腕章又は乗車用腕章を着用す 可容制限なし。連呼もできる。 の使用もできる。 長時間にわたり、同一の場所にとどま
連	呼	行 為 (P21)	形 態 できるのは <u>制 限</u>	選挙運動用自動車上は 停止中に限り行うこと 個人演説会場及び街頭 学校、病院等の周辺で	を連続反復して呼びかけること。 こおいて 8:00~20:00 の間運行中又は ができる。 頁演説(演説を含む)の場所。 ごは静穏保持に努めること。 見定(法 166)に注意を要する。
文	‡	図 画 (P21)	会社製業書が設定を表する。	透の 選挙運動用通常 る)以外は一切で 周通常葉書 市 長 8,000 枚 (郵便事業㈱が発行したで)が、では、の方での方ででする場合では、の方での方でです。では、の方ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	業書及び選挙運動用ビラ(市長選挙に限きない。 市 議 2,000 枚 正通常葉書)の入手方法 葉書使用証明書を告示日から選挙期日 に提示して受領する。 葉書使用証明書を告示日から選挙期日 に提示して受領する。 葉書使用証明書を告示日から選挙期と に提示して受領する。 葉書使用証明書を告示日から選挙期と に提示して、私製葉書に選挙郵便物と どをしないこと)。 注意を要する。

選 に、送	達事務を取り扱う郵便事業㈱の 挙運動用通常葉書差出票を添え つき 200 枚の葉書を差し出せる こよったり、選挙人に手渡した まできない。また、投票当日選 出すこともできない。 こ制限はない。	て差し出す。差出票1枚 5(無料)。郵便によらず使 り、ポストへ投函するこ
日本	ラ(市長選挙に限る) 学管理委員会に届け出内(A4版) 学管理委員会に届け出内(A4版) 学管理委員会に届け出内(A布電) 表記し、所述とし、所述とし、所述とし、所述といる。 では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	以内) 者及び印刷者の氏名(法人 要する。 可能) よこ 100cm 以内)の数は通)1個。 よこ 73cm 以内)は数の制)1個。 まこ 73cm 以内)は数の制)2で 273cm×よこ 73cm 以 たて 273cm×よこ 73cm 以 たて 273cm×よこ 73cm以 たて 275cm×よこ 75cm×よこ 75

種別	説明
新 聞 広 告 (P23)	回数 できる者 手続 一次
選 挙 公 報 (P24)	掲載申請 候補者が 4 月 15 日(日)17:00 までに掲載申請書に原稿及び 写真(たて 3 cm×よこ 2.5 cm。白黒)各 2 枚を添えて、選挙 管理委員会に申請する。 字数等 字数は特に制限なし。掲載文に図、イラストレーション等 を記載する場合は、掲載文を掲載することができる面積の 概ね 2 分の 1 以下に限られる。 内 容 氏名欄に候補者届出書に記載された氏名(通称の使用認定を 受けた場合は通称)を記載すること以外、候補者の経歴政見 等を記載するものとされ、特に制限はないが、他人の名誉を傷つけ又は善良な風俗を害したり特定の商品の広告その 他営業に関する宣伝等をすることはできない。 選挙管理委員会がくじで定める。
選 挙 運 動 費 用 (P26)	制限額(選挙管理委員会が告示した額)

第4 選挙運動に関する注意

1 選挙運動の意義

選挙運動の意義については、法律上明確な規定はありませんが、従来の判例、学説等から「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、投票を得若しくは得させるために直接又は間接に選挙人に働きかける一切の行為をいう。」とされています。これを具体的に説明しますと、次のようになります。

(1) 選挙が特定していること

選挙期日が告示された場合はもちろん、選挙期日が確定していなくても、社会通念 上それがどの選挙を目的としているかを認められれば、選挙が特定しているというこ とができます。

(2) 特定の人の当選を目的としていること

特定の人がその選挙に当選し、又は特定の人を当選させ、あるいは特定の人の当選 を得るために他の人の当選を得させまいとする目的があることです。

(3) 選挙人に対して働きかける行為のあること

選挙人に対して直接であると間接であるとを問わず働きかける行為のあることです。

2 選挙運動に関する各種制限

(1) 選挙運動のできる期間 (法 129、132、143)

選挙運動は、選挙期日の告示があり、立候補の届出をしたときから、選挙期日の前 日までの間でなければすることはできません。

立候補の届出前に選挙運動をすることは事前運動として禁止されています。なお、選挙の当日の選挙運動については禁止されていますが、次の例外があります。

選挙当日の例外

- ア 選挙事務所は、選挙の当日においても、投票所を設けた場所の入口から 300m 以外の区域に限り、設置することができます。
- イ 選挙事務所を表示するためのポスター、立札、看板及びちょうちんの類は、選 挙の当日においても掲示することができます。
- ウ ポスター掲示場に掲示された選挙運動用のポスターは、選挙の当日においても 掲示しておくことができます。

(2) 選挙運動時間の制限 (法 140 の 2、164 の 6、令 112)

ア 午後8時から翌日午前8時までの間は、選挙運動のため街頭演説をすることができません。また、街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。

イ 午後8時から翌日午前8時までの間は、選挙運動用自動車(船舶)の上において も、選挙運動のため連呼行為をすることができません。

ウ 「公営施設」使用の個人演説会1回について使用できる時間は、5時間を超える ことはできません。

(3) 選挙運動のできる者の制限(法 135、136)

選挙の公正を確保し、又は選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼすおそれがないようにすることなどのために、次の人たちの選挙運動は制限されています。

ア 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。

イ 特定公務員

次の公務員は、在職中、選挙運動をすることができません。

- ① 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理委員会の庶務に従事する総務省の職員 並びに選挙管理委員会の委員及び職員
- ② 裁判官
- 検察官
- ④ 会計検査官
- ⑤ 公安委員会の委員
- 6 警察官
- ⑦ 収税官吏及び徴税の吏員

このほかの公務員についても、それぞれ関係の法律によって選挙運動が制限されて います。

- ① 国家公務員(国家公務員法102)
 - 一般職に属する国家公務員(教育公務員を含む。)は、国家公務員法によって 選挙運動が制限されています。
- ② 地方公務員(地方公務員法36)

- 一般職に属する地方公務員(地方公営企業に従事する職員のうち、管理、監督の地位にある者等以外の者を除く。)は、地方公務員法によってその職員の属する地方公共団体の区域内では、選挙運動が制限されています。
- ③ 地方教育公務員(教育公務員特例法 18) 教育公務員特例法によって選挙運動が制限されています。
- ウ 公務員等の地位利用(法 136 の 2)

「公務員等」とは、国又は地方公共団体の事務又は業務に従事する身分的契約関係にある者をいい、その根拠が法令であると予算であると、また、その職務内容が単なる労務の提供であると、勤務の態様が常勤であると非常勤であるとを問いません。また、一般職たると特別職たるとを問わないので、現職の国会議員、知事、市町村長、議員はもとより、地区長、地区委員及び非常勤の消防団員もここでいう公務員にあたります。

- ① 次に掲げる公務員や公社、公庫の役職員の地位にある者が、その地位に伴う影響力を利用(例えば、職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許可、認可の職務権限を利用する等)して選挙運動を行うことは禁止されています。
 - a 国家公務員及び地方公務員(一般職、特別職、常勤、非常勤を問わない。) 又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
 - b 沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員
- ② 前記の公務員等である者が、候補者若しくは候補者になろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的でする次の行為又は候補者若しくは候補者になろうとする者(公職にある者を含む。)である前記公務員等が候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもってする次の行為は、公務員等の地位利用による選挙運動としてみなされて禁止されています。
 - a その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助 し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - b その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - c その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後

援団体の構成員になることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他 人をしてこれらの行為をさせること。

- d その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、頒 布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせる こと。
- e 候補者若しくは候補者になろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、 支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、そ の代償として、その職務の執行に当たり、その申しいで、又は約束した者に係 る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

エ 教育者の地位利用(法137)

「教育者」とは、学校教育法に規定する学校の長及び教員をいい、国立、公立、 私立の別を問いません。したがって、国立及び公立学校教職員は、教育公務員とし て一般的に選挙運動が禁止され、さらに地位利用による選挙運動が禁止されます。

私立学校の教員については、一般の選挙運動を行うことは自由ですが、学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることは、その影響するところが大きく不当な影響を及ぼすこともありますので、私立学校の教員も禁止されています。

「教育上の地位利用」とは、教育者が学校で占める地位を利用して直接父兄等に働きかける場合はもちろん、生徒等を介して働きかける場合も含みます。なお、洋裁学校、料理学校等の専修学校、各種学校の教員等はここにいう教育者に含まれません。

オ 不在者投票管理者の地位利用(法135)

不在者投票管理者である病院長等は、不在者投票に関しその者の業務上の地位を 利用して選挙運動をすることができません。

公務員である不在者投票管理者については、選挙運動又は政治活動の制限がされていますが、私立の病院等の公務員でない不在者投票管理者についても地位利用による選挙運動が禁止されています。

「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味です。

カ 未成年者(法137の2)

未成年者(年齢満 20 年未満の者)は、選挙運動をすることはできません。また 未成年者を使用して選挙運動をさせることもできません。ただし、未成年者を選挙 運動のための単純かつ機械的な労務にのみ使用することは差し支えありません。

キ 選挙権、被選挙権を有しない者(法137の3)

選挙犯罪又は政治資金規正法違反により刑に処せられ、選挙権及び被選挙権を有 しない者は、選挙運動をすることができません。

(4) 選挙運動員の数の制限

ア 街頭演説の場合の制限(法164の7)

街頭演説の場所において選挙運動に従事することができる者の数は、候補者1人 について15人を超えることはできません。

選挙運動に従事することができる者には、応援弁士、運転手の助手及び労務者も 含まれますが、候補者及び自動車の運転手1人(船舶にあっては運航に必要な船 員)は含まれません。

街頭演説の場所において選挙運動に従事する者は、街頭演説用腕章又は乗車(乗船) 用腕章を着用しなければなりません。

イ 自動車等の乗車制限(法141の2)

選挙運動用自動車(船舶)に乗車(乗船)できる者は、候補者と運転手1人(船舶は運航に必要な船員)を除き、自動車1台又は船舶1隻につき4人を超えることができません。また、選挙運動用自動車(船舶)に乗車(乗船)する者は、乗車(乗船)用腕章を着用しなければなりません。

(5) 選挙運動の場所の制限

ア 選挙運動用ポスターの掲示場所(法 143)

市の選挙管理委員会が設置したポスター掲示場以外には一切掲示できません。

- イ 演説(街頭演説を含む。)又は連呼行為の禁止される場所(法 166)
 - ① 公営施設を使用して行う個人演説会を除き、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)
 - ② 汽車、電車、乗合自動車、船舶(選挙運動に使用するものを除く。)及び停車 場その他鉄道地内
 - ③ 病院、診療所その他の療養施設

(6) その他選挙運動の制限

ア 戸別訪問の禁止(法138)

何人も、特定の選挙について投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって連続して2以上の選挙人の居宅又はこれに準ずる場所を訪問する行為は禁止されています。単に1戸を訪問した場合であっても、連続して戸別に訪問する意思でなしたものであれば戸別訪問になります。訪問先は、住所、居所に限らず事務所、勤務先をも含み、相手方が在宅又は応接したか否かは問いません。いずれの場合も戸別訪問となります。

その他、いかなる方法をもってするを問わず、選挙運動のため、戸別に演説会の 開催若しくは演説を行うことについて告知する行為又は候補者の氏名若しくは政党 その他の政治団体の名称を言い歩く行為は戸別訪問とみなされ禁止されています。

イ 署名運動の禁止(法138の2)

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙 人に対し署名活動をすることはできません。候補者、運動員、第三者いずれの場合 でも違反となります。

ウ 飲食物の提供の禁止(法139)

何人も、選挙運動に関し、いかなる名目であるかを問わず、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除き、飲食物を提供することは禁止されています。ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙事務所内で食べるためか、あるいは携行するために選挙事務所で提供する弁当に限り次に掲げる範囲内で認められます。選挙運動の期間中に315 食(1日15人(45食)に選挙期日の告示のあった日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た数)の範囲内で、かつ、1食当たりの額(通常1,000円)と1日当たりの額(通常3,000円)の範囲内。

エ 選挙運動放送の制限(法151の5)

何人も、公職選挙法に規定する場合を除く外、放送設備(広告放送設備、共同聴取用放送設備その他有線電気通信設備を含む。)を使用して、選挙運動のために放送を行うことも行わせることもできません。

オ 気勢を張る行為の禁止(法140)

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって、気 勢を張る行為をすることはできません。 この規定の趣旨は、選挙の静穏を害し、選挙人が心理的な威圧を受け冷静な判断を失うことのないよう考慮されたものであります。

カ 他の演説会の禁止(法 164 の 3①)

選挙運動のためにする演説会は、公職選挙法の規定により行う個人演説会のほか、 いかなる名義をもってするを問わず、開催することができません。

キ 人気投票の公表の禁止(法138の3)

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公 表することはできません。

- ク 文書図画の頒布又は掲示について禁止を免れる行為の制限(法146)
 - ① 選挙運動として認められる文書図画の頒布又は掲示は、前述の選挙運動用通常 葉書及び選挙運動用ビラ (市長選挙に限る。)の頒布並びに選挙運動用ポスターの掲示並びに選挙事務所、個人演説会場、選挙運動用自動車又は船舶にそれぞれ掲示を許された範囲のポスター、立札、看板及びちょうちんの類などに限られています。また、何人も選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、これらの禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することはできません。
 - ② 選挙運動の期間中に候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を当該候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示する行為も禁止を免れる行為とみなして禁止されています。
- ケ 選挙に関する犯罪に該当する行為

公職選挙法第 16 章 (罰則) に規定されている選挙犯罪、すなわち「買収罪」、「利害誘導罪」、「自由妨害罪」、「虚偽事項公表罪」、「氏名等虚偽表示罪」、「詐偽投票罪」等の選挙の自由公正を害する行為は当然禁止されています。

3 選挙事務所

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備をいいます。し

たがって、政党その他の政治団体又は候補者の運動員などによって、選挙対策本部、後援会、連絡所等の名称に名を借りて、特定の候補者の選挙に関する事務を取り扱うような場合は、それが選挙事務所とみなされることがあります。

(1) 設置数 (法 131)

選挙事務所は、候補者1人につき1箇所だけ設置することができます。数人の候補者が共同して一つの選挙事務所を使用する場合は、各候補者についてそれぞれ1箇所と数えられます。

(2) 設置場所(法132、法134)

選挙の当日は投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内の区域に設置することはできません。300m未満に設置されている場合は、選挙期日の前日までに移動又は廃止をして選挙管理委員会に届け出てください。これに違反して設置されているものは、閉鎖させられますから注意してください。

(3) 選挙事務所の表示(法 143、法 143 の 2)

ア 種類・場所

ポスター、立札、看板及びちょうちんの類を掲示することができます。この内、 ポスター、立札及び看板の類は、縦を横にすることは自由ですが、三角柱や円錐形 のように立体的なものは使用することができません。また、掲示は選挙事務所の場 所に限るもので、事務所以外の建物等に選挙事務所への案内標識や横断幕等を掲示 することはできません。

イ 数量

ポスター、立札及び看板の類は、合計3個以内です。「合計3個」とは、例えば、 ポスターを2枚使った場合は、立札か看板のいずれかで1枚しか使用できないとい うことです。なお、両面を使用した場合は2枚又は2個と数えられます。

ちょうちんの類は、1個に限ります。

ウ 記載内容

これらの文書図画は、選挙事務所を表示するためのものでなければならないので、 選挙事務所の表示でないものは掲示できません(例えば、単に候補者の政見や経歴 だけを記載したもの、あるいは候補者の写真だけが表示されているようなものは掲 示できません)。ただし、選挙事務所の表示に附随して政見などを記載したり、候 補者の写真を貼り付けたりすることは差し支えありません。

工 撤去義務

選挙事務所を廃止したときは、直ちに掲示したポスター、立札、看板及びちょう ちんの類を撤去しなければなりません。

(4) 休憩所その他これに類似する設備の禁止(法 133)

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできません。 ただし、選挙事務所又は個人演説会場内に運動員のために休憩場所を設けることは差 し支えありません。

4 選挙運動用自動車(船舶)及び拡声機の使用

(1)使用できる数(法 141)

使用できるものは、自動車1台(船舶1隻)及び拡声機1揃いで、これらを使用する 者は、立候補届出の際に交付を受けた表示を、使用する自動車(船舶)、拡声機の外部 から見やすい箇所に掲示していなければなりません。

なお、自動車(船舶)及び拡声機の数の制限は、候補者1人についてのものですから、 候補者の運動員が使用する場合も含まれますし、2人以上の候補者が共同して使用す るときも各候補者について、それぞれ1台(隻)又は1揃いと計算されます。

(2) 使用できる自動車の種類 (法 141、令 109 の 3)

ア 乗車定員 10 人以下の乗用自動車

二輪自動車(側車付のものを含む。)以外の自動車については、屋根、側面又は 後面の全部又は一部が開いたままになっているものや屋根の全部又は一部を開け閉 めできるものは使えません。

例えば、自動車登録番号標の種別番号が30番台や300番台、あるいは50番台や500番台又は70番台や700番台の一部の自動車であれば通常は使えますが、この番号の車でもオープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車は使えません。なお、軽自動車や二輪自動車でも用途が乗用であれば使えます。

イ 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車

これに該当するのは、いわゆるワゴン型、バン型の貨客兼用の自動車で、自動車登録番号標の種別番号が 40 番台や 400 番台 (この型の車であっても、50 番台や 500 番台の番号で登録されているものはアに含まれる。) のもので、乗車定員が 4人以上 10 人以下のものである。なお、屋根、側面又は後面の全部又は一部開いた

ままになっているものや、屋根の全部又は一部を開け閉めできるものは使用できません。小型かそうでないかは、自動車車検証の記載によって区分します。

ウ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの

屋根、側面、後面の全部又は一部が開いたままになっているものは使用できません。したがって、使えるのは一般にジープと呼ばれている自動車の類であり、アまたはイの場合と違って、いわゆるバン型にしたもの、幌付のものであれば差し支えありません。

(3) 自動車(船舶)に掲示できる文書図画(法 142、143、法 143 の 2)

ア 種類

ポスター、立札、看板及びちょうちんの類

イ 規格・数量

- ① ポスター、立札及び看板の類は、たて 273 cm×よこ 73 cm以内で個数には制限がありません。ただし、三角柱や円錐形のように立体的なもの及び内部に電灯が設置されたものはちょうちんの類に当たるため②の制限を受けます。
- ② ちょうちんの類は、高さ85 cm×直径45 cm以内で1個に限ります。

ウ 記載内容

制限はありません。したがって、候補者の氏名、選挙の種類、所属政党名のほか、身分、職業、政見、経歴などを記載したり写真を表示することも自由です。

エ 掲示上の注意

選挙管理委員会から交付を受けた選挙運動用自動車(船舶)の表示をつけた自動車 (船舶)に限ります。この場合、ポスター、立札、看板及びちょうちんの類を取り付けたまま回覧させることは差し支えありません。また、自動車に看板等を取付けるときには、道路交通法の規定により設備外積載について、あらかじめ所轄の警察署長の許可を要することになっています。

才 撤去義務

その自動車(船舶)を選挙運動に使用しなくなったときは、直ちに撤去しなければなりません。

(4) 拡声機(法 141)

拡声機1揃いのみ使用(表示板の取付けが必要)することができますが、この拡声機1揃いとは、拡声装置を基準として数えるもので、マイク1個、スピーカー1個、

増幅装置をもって1揃いとします(スピーカーを自動車に永久的な方法で取り付けるには陸運支局長の許可を要する)。なお、マイク・スピーカー・増幅装置が一体となった電気メガフォンなどの携帯用の拡声機については、1台で1揃いとなります。

また、個人演説会(街頭演説以外の演説も含む。)の開催中における拡声機の使用 については、表示を要する1揃いのほか、その会場において別に1揃いを使用するこ とができます。

5 個人演説会(法 161~法 164 の 4)

個人演説会とは、候補者の政見の発表、選挙人への投票依頼等選挙運動のために、 候補者個人が開催する演説会です。個人演説会は、公営施設を使用して開催するもの と、その他の施設を使用して開催するものと2通りの方法があります。

(1) 個人演説会の開催申出等の方法 (法 163、164、166、270、令 112)

ア 公営施設を使用する場合

① 申出方法

開催しようとする日の2日前の午後5時までに選挙管理委員会に備え付けてある「個人演説会開催申出書」に必要事項を記載して、選挙管理委員会に申し出てください(申出は候補者に限る)。2人以上の候補者が共同して個人演説会を開催しようとする場合は、各候補者の申出書ごとにその旨付記してください。

② 申出の撤回・制限

開催の申出をした後、その申出を撤回するときは、申出期限内(開催の日の2 日前の午後5時まで)に限って認められます。開催日の2日前までに撤回がなされないときは、改めて同一施設につき無料の取扱となりません。

また、同一施設について、同時に2回以上の個人演説会の開催申出をすること はできませんし、同一施設について既に申し出た使用の日を経過しないうちに新 たな申出をすることもできません。

③ 使用時間・料金

個人演説会の施設を使用することのできる時間は、準備・片付け含め1回につき5時間以内です。また、候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り無料で使用できますが、2回目からは所定の料金を納付しなければなりません。

イ 公営施設以外の施設を使用する場合

① 申出方法

公営施設以外の施設、例えば個人の居宅、神社、寺院あるいは劇場等を使用する場合は、候補者とその施設の管理者との間で使用について契約を結んで開催すればよく、選挙管理委員会に開催の申出をする必要はありません。

ただし、個人演説会は、①公営住宅を除く国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物、②汽車、電車、乗合自動車、船舶(選挙運動に使用するものを除く。)及び停車場その他の鉄道地内、③病院、診療所その他の療養施設においては、開催できません。

② その他

施設を使用することができる時間の制限はありません。また、同一の施設について同時に2回以上使用するよう申し込むこともや使用予定日経過前に新たに申し込むことも差し支えありません。

(2) 個人演説会の制限(法 161、161 の 2、164 の 3、164 の 4)

開催者は候補者に限られます。候補者以外の第三者が候補者のために行う合同演説 会(例えば、新聞社、青年団等が主催して行う演説会等)は、禁止されています。

開催回数の制限はありません。開催方法については、録音盤やテープレコーダーを 使用して演説をすることも差し支えありません。

6 街頭演説 (法 141 の 3、164 の 5)

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所(公園、空地等)で不特定多数の人に向かって行う選挙運動のための演説のことです。

(1) 街頭演説用標旗(法 164 の 5)

演説中は、必ず選挙管理委員会交付の街頭演説用標旗を掲げなければなりません。 また、1人の弁士が2人以上の候補者の応援演説をしようとするときは、それぞれの 標旗を必要とします。

(2) 街頭演説における時間的・場所的制限 (法 164 の 6、165 の 2、166)

街頭演説は、午後8時から翌日午前8時までの間はできません。また、①公営住宅を除く国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物、②汽車、電車、乗合自動車、船舶(選挙運動に使用するものを除く。)及び停車場その他鉄道地内、③病院、診療

所その他の療養施設ではできません。

7 連呼行為

(1) 連呼行為の禁止 (法 140 の 2、166)

何人も選挙運動のために、連呼行為(短時間に一定の文句を連続反復して呼びかけることをいう。)をすることは原則として禁止されています。

(2) 連呼行為の禁止の例外 (法 140 の 2 ただし書)

例外として、連呼行為は個人演説会場、街頭演説又は演説の場所で行うことはできます。また、午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車(船舶)の上においてすることができます。

ただし、①公営住宅を除く国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物、②汽車、電車、乗合自動車、船舶(選挙運動に使用するものを除く。)及び停車場その他の鉄道地内、③病院、診療所その他の療養施設においては、連呼行為をすることができません。また、連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように努めなければなりません。

8 文書図画の頒布

(1) 頒布できる文書図画の種類 (法 142)

選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙運動用通常葉書(選挙用である旨の表示のしてあるもの)及び選挙運動用ビラ(市長選挙に限る)のみに限られます。

これら以外は、一切使用することができず、回覧板その他の文書図画又は看板(プラカードを含む。)の類を多数の者に回覧することは、文書図画の頒布とみなして禁止されています。

ただし、選挙運動用自動車(船舶)に取り付けて使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類をその自動車(船舶)に取り付けたままで回覧することは許されています。また、候補者が着用して使用できるタスキ、胸章、腕章の類を着用したまま行動して回覧することは差し支えありません。

(2) 選挙運動用通常葉書(法142、公職選挙郵便規則)

ア 書き損じ等(公職選挙郵便規則6)

選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ又は毀損したものについては、その

枚数に限り手持ちの通常葉書を使用できますが、この場合は、書き損じ等の葉書の 提出と同時に手持ちの通常葉書に選挙用である旨の表示を郵便事業㈱の碧南支店で 受けることが必要です。なお、書き損じ等の葉書は選挙運動期間中、郵便事業㈱の 碧南支店において保管されることになっています。

なお、宛名等を誤って返戻された場合は、宛名を訂正して再差し出しはできますが、代わりの葉書を用いることはできません(枚数に再計上すること)。

イ 記載内容

選挙運動用通常葉書の記載内容については、特に制限はありません。ただし、その内容が犯罪を構成する場合(名誉毀損罪「刑法 230」、買収及び利害誘導罪「法 221・222」、選挙の自由妨害罪「法 225」、選挙犯罪のせん動罪「法 234」、虚偽事項公表罪「法 235」等)は、それぞれの法律の罰則対象となります。

同一世帯内の数人の有権者に対して、連名で出すこともできますが、たとえば「〇〇会社御中」というように多数の選挙人に回覧等の特別の方法をとらないと周知できないような出し方は、回覧の禁止にふれることになります。また、選挙運動用通常葉書の制限内において使用するものに限り、自筆であると否とを問わず第三者に依頼して推薦状の形式で出しても差し支えありません。2人以上の候補者が連名で使用するときは、各候補者についてそれぞれ1枚として計算されます。

(3) 選挙運動用ビラ(市長選挙に限る)

ア 記載内容

虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できませんが、他には制限はありません。色刷りや両面記載もできます。

イ 頒布方法

新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られます。

9 文書図画の掲示(法 143、法 143 の 2)

(1) 種類

選挙運動のために掲示することができる文書図画は、次に掲げるものに限ります。 アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映 写等の類を掲示する行為は禁止されています。

- ア 選挙事務所を表示するためのポスター、立札、看板及びちょうちんの類
- イ 選挙運動用自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、看板及びちょ うちんの類
- ウ 候補者が使用するタスキ、胸章、腕章の類(法140)

候補者が使用するタスキ、胸章、腕章の類には、表示の内容や数量に制限はありません。また、候補者が着用したまま行動して回覧することも差し支えありません。 ただし、使用者は、候補者に限られますので運動員等は使用できません。

- エ 個人演説会場で掲示できる文書図画
- オ 選挙運動用ポスター (法 1445))

候補者1人につき、ポスター掲示場の設置数(市内133箇所)まで選挙管理委員会の設置した掲示場に掲示することができます。この際、立候補届出番号と同一番号の表示してある区画内に掲示してください。なお、2人以上の候補者が連名で使用するときは、各候補者についてそれぞれ1枚と計算されます。

(2) 政党等の政治活動用ポスターの撤去

選挙の期日の告示日前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が碧南市長選挙・碧南市議会議員一般選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日(4月15日)のうちに、当該選挙区域内において当該ポスターを撤去しなければならない(法201の14)。

10 新聞広告(法 149)

(1) 共同使用

広告の内容及び新聞紙の選択は自由ですが、1つの広告に2人以上の候補者が共同 使用するときは、各候補者ごとにそれぞれ1回として計算されます。

(2) 発行上の注意

投票当日に発行される新聞に広告することはできません。

(3) 頒布・掲示の制限

新聞販売を業とする者が、広告の掲載された新聞を通常の方法で頒布することあるいはその新聞を発行する会社の本社、支社、支局(個人が発行する新聞については、主たる事務所及びその他の事務所)及び販売店の店頭等で掲示することが常例となっ

ている場所に限り掲示することはできますが、候補者、運動員等が大量に買い入れて 頒布したり、掲示することはできません。

11 選挙公報

(1) 必要書類

- ア 選挙公報掲載申請書 1通
- イ 選挙公報掲載原稿 2通(正・副)
- ウ 写真(選挙期日前3ヶ月以内に撮影したもので無帽・無背景のもの) 2枚

(2) 申請・提出に関する注意

- ア 掲載文の申請は 4 月 15 日(日)午後 5 時までであり、この日時経過後においては 掲載申請又は修正・撤回申請ができません。各申請の際には、必ず候補者届けに使 用する認印を持参してください(修正申請をする場合は、全文を書き直した修正原 稿用意を 2 通持参してください)。なお、提出された掲載文原稿及び写真は、4 月 15 日(日)午後 5 時以後はいかなる場合でも返還できませんのでご注意ください。
- イ 郵便による掲載申請並びに修正及び撤回の申請は受け付けません。
- ウ 掲載文は、便宜上事前審査をしますので、期間中(3月28日~4月6日)にこれを 受けるようにしてください。

(3) 記載要領

ア 原稿用紙

原稿用紙の青い線による方眼は、記載するときの便宜のために入れてありますので選挙公報には印刷されません。従って、これにとらわれることなく記載して差し支えありません。また、選挙公報は、写真製版により提出された原稿がそのままの体裁で掲載されますが、選挙公報の大きさに合わせて縮小されて登載されますので、掲載文原稿の作成については文字の大きさ、配置等について注意してください。

イ 掲載文

- ① 文章は枠内(原稿用紙の青い線を囲む黒枠内)のみ掲載されますので、枠外に記載されても掲載されません。また、文字等が枠にかかると欠けますので注意してください。
- ② 氏名欄は必ずたて書で記載してください。また立候補届出書に記載された氏名 (通称使用の認定を受けたものについては当該通称)のほか生年月日、住所、職業、

学位及び所属党派以外は記載できません。なお、氏名にふりがなを付すことは自由です。

(4) 掲載順序

選挙公報の掲載順序は、4 月 15 日(日)午後6時からの選挙管理委員会において くじにより決定します。なお、候補者は、くじに立ち会うことができます。

(5) その他

選挙公報は、候補者から提出された掲載文原稿をそのまま写真製版により作成しますので、指紋等を付着させるなど汚さないようにしてください。規定に違反して掲載文の申請のあったとき又は印刷が著しく不鮮明になる恐れがある場合は、当該文字等の記載の訂正を求めることがあります。

また、選挙公報の体裁等については、選挙管理委員会が決定しますので候補者が指定することはできません。なお、選挙公報に余白がある場合は、選挙管理委員会において選挙に関する啓発、周知等の事項を掲載します。

第5 選挙運動費用

1 選挙運動費用の範囲と制限

(1) 選挙運動に関する収入、寄附及び支出の範囲(法 179、法 197)

選挙運動に関する収入、寄附及び支出の意味は、社会一般に使用される場合より広い意味であることに注意してください。

ア 収入(法179①)

金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。

イ 寄附(法179②)

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、 党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

ウ 支出(法1793)

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。なお、次の支出は選挙運動に関する支出(以下「選挙運動費用」という。)でないものとみなされています。

- ① 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- ② 立候補の届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ③ 候補者が乗車する船車馬等のために要した支出
- ④ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑤ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ⑥ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出(市長選挙)
- (7) 選挙運動に使用する自動車及び船舶の使用のために要した支出
- (8) 供託金
- 工 花輪、供花、香典、祝儀等(法1794)

収入、寄附及び支出の「金銭、物品、その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとされている。

(2) 選挙運動費用の制限(法 194、247、251 の 2、令 127)

選挙運動のために使い得る費用の最高額(法定制限額)は、選挙管理委員会が告示した額の範囲内です。もし、出納責任者がその額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により候補者の当選は無効となり、法 251 の 5 に規定する時から 5 年間、当該選挙に立候補することができなくなります。

(3) 寄附に関する禁止事項

次のに掲げる寄附は、原則として罰則をもって禁止されています。

ア 候補者等の寄附の禁止(法 199 の 2)

候補者又は候補者となろうとする者(公職にあるものを含む。)は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません。この場合、選挙に関すると否とを問わず、また、時期のいかんを問わないため、選挙の告示前であっても禁止されています。

- イ 市と特別の関係がある者等の寄附の禁止(法199、200、規正法22の3、22の4)
 - ① 市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、何人に対しても、 その選挙に関してする寄附が禁止されています。また、何人もこのような特別の 関係にある者に対し、その選挙に関して寄附を勧誘し、又は要求してはなりませ ん。
 - ② 会社その他の法人が融資(試験研究・調査及び災害復旧に係るものを除く。) を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が、当該融資につき市から利子補給金の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けた場合、当該会社その他の法人は、何人に対しても、銀行等が利子補給金の交付の日から起算して1年を経過する日までの間にするその選挙に関する寄附は禁止されています。
 - ③ 市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けた会社その他の法人等は、交付の決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日までの間にする公職の候補者、候補者となろうとする者又は政治活動(選挙運動を含む。)への寄附は禁止されています。
 - ④ 市から資本金、基本金等、その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、公職の候補者、候補者となろうとする

者又は政治活動(選挙運動を含む。)への寄附は禁止されています。

- ⑤ 前記①から④までの者に対して寄附を勧誘し、又は要求すること。
- ウ 候補者等の関係する会社等の寄附の禁止(法 199 の 3)

候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内の者に対し、いかなる名義を問わず候補者等の氏名を表示し、又は氏名が類推されるような方法でする寄附は禁止されています。この場合も候補者等がする寄附と同じく選挙に関すると否とを問わず、いかなる時期にあっても禁止されます。

エ 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止(法 199 の 4)

候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内の者に対し、当該選挙に関してする 寄附(いかなる名義であるかを問わない。)が禁止されます。

オ 後援団体に関する寄附等の禁止(法 199 の 5)

政党その他の政治団体又はその支部で、特定の候補者等の政治上の主義施策を支持し、又はそれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものを後援団体といいますが、後援団体の次に掲げる行為は、いずれも任期満了前90日に当たる日から平成24年4月22日(日)までの間禁止されます。

- ① 後援団体が当該選挙区内の者に対してする寄附(いかなる名義であるかを問わない。)は禁止されています。
- ② 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の 行事において、選挙区内の者に対して饗応接待をし、又は金銭、記念品その他の 物品を供与することはできません。
- ③ 候補者等が、その候補者等の後援団体に対してする寄附(資金管理団体に対するものを除く。)は禁止されています。

なお、上記の期間以外の期間においても、選挙区内にある者に対し、いかなる 名義をもってするを問わず、当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事 又は事業に関しない寄附及び花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの としてされる寄附は禁止されています。

- カ 寄附に関する質的制限 (規正法 22 の 4、22 の 5)
 - ① 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、何人に対しても、

当該欠損がうめられるまでの間は政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附が禁止されます。

② 外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体 その他の組織(主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場 会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場され ている者を除く。)は、何人に対しても、政治活動(選挙運動を含む。)に関す る寄附は禁止されます。

キ 匿名の寄附等の禁止 (規正法 22 の 6)

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附をしたり、その寄附を受けることはできません。これらの寄附に係る金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属します。

- ク 寄附に関する量的制限として、政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附は、 年間を通じて次に掲げる額を超えてはなりません。
 - ① 寄附の総額制限(年間の総寄附限度額) (規正法 21 の 3)

寄附の相手 寄附者	政党、政治 資金団体	資金管理団体	そ の 政 治 体	候者	補等	適用除外
政治団体	制限なし	制 限	なし			○特定寄附
個 人	2,000 万円	1,000 万円				○行足司門
会社、労働組 合、職員団体 その他の団体	団体の規模に応 じた額(最高限 度額は1億円)	禁止			○遺贈による 寄附	

② 寄附の個別制限(同一者に対する年間の寄附限度額) (規正法22)

寄附の相手 寄附者	政党、政治 資金団体	資金管理団 体	その他の政治団体	候 者 等	適用除外
政党・政治資 金団体	制限なし		制限なし		○資金管理団体
資金管理団 体・その他の 政治団体	制限なし	5,000	万円	制限なし	の届出をした 候補者等の同 団体への寄附
個 人	制限なし	150 万円			○遺贈による寄
会社、労働組 合、職員団体 その他の団体	制限なし		禁止		附

ケ 会社等の寄附の制限(規正法 21)

企業・労働組合等の団体(政治団体を除く。)は、政党及び政治資金団体以外の 者に対して政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附は禁止されます。

コ 候補者等の政治活動に関する寄附の禁止(規正法21の2)

政党以外の何人も、候補者等の政治活動に関して金銭等による寄附をすることは、禁止されます。ただし、政治団体に対してする寄附、選挙運動に関してする寄附は 金銭等によってすることができます。

(4) 実費弁償及び報酬の額(法 139、197 の 2、令 129)

選挙運動に従事する者(いわゆる運動員)に対する交通費、宿泊料、弁当料等の実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる報酬及び実費弁償の額は、選挙管理委員会が定めて告示をしたところによりますが、通常は次のとおりです。

なお、飲食物の提供の禁止の例外として認められる選挙運動に従事する者及び選挙 運動のために使用する労務者に対してする弁当の提供は、この弁当料の範囲内で、通 じて市の選挙は315 食(1日15人分(45 食)に選挙の期日の告示の日から選挙の期 日の前日までの日数を乗じて得た数)を超えない範囲でしなければなりません。ただ し、選挙事務所において弁当を提供した場合は、選挙運動に従事する者にあっては弁 当料の額から、また、選挙運動のために使用する労務者にあっては報酬の基本日額か ら提供した弁当の実費相当額を差し引かなければなりません。

ア 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

/ 25	手圧勁に	ル チョウ	3年1八に対し文相することがくさる天真开頂の領
区		分	実費弁償の額
鉄	道	賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
船		賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車		賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
宿 (食事料	泊 斗2食分を	料 :含む)	1 夜につき 12,000 円
弁	当	料	1食につき1,000円 1日につき3,000円 ただし、弁当を提供した場合には、その者に実費弁償として支 給できる弁当料は、1日当たりの弁当料の制限額(3,000円)か ら提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内である。
茶	菓	料	1日につき 500円

イ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

区	分	実 費 弁 償 の 額
鉄道賃、	船賃及び車賃	前記アの鉄道賃、船賃及び車賃に掲げる額
宿 (食事料	泊 料 を含まない。)	1 夜につき 10,000 円

ウ 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる報酬の額

区		分		報	酬	の	額	
基本	三 日	額	10,000 円以内 なお、弁当 の基本日額か である。	を提供				
超過!	勤務	手 当	1日につき上	記基本日	∃額の5害	列以内		

エ 選挙運動員及び車上等運動員に支給する報酬(法197の2②⑤、令129)

選挙運動に従事する者のうち次の者については、次の範囲内で報酬を支給することができます。

① 支給することができる者

選挙運動のために使用する事務員(選挙事務員)、専ら選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者(車上等運動員)及び専ら手話通訳のために使用する者(手話通訳者)

② 支給することができる者の員数

次に掲げる員数の範囲内

候補者1人で1日につき·

市 長 選 挙 12 人以内(延員数 60 人)

市議会議員選挙 9人以内(延員数45人)

ただし、使用できる期間を通じて、この員数の5倍を超えない延員数、すなわち()内の人員まで異なる者を届け出ることができます。

③ 支給できる期間

立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を文書で、選挙管理委員会に届け出たときから4月21日(土)までの間

④ 支払うことのできる報酬の額

選挙事務員1人について 1日10,000円以内

車上等運動員1人について 1日15,000円以内

手話通訳者1人について 1日15,000円以内

ただし、使用する前に届出をした者でなければ支払うことはできません。

⑤ 届出の方法

報酬の支給を受けることができる者の届出は、その者を使用する前に文書で選挙管理委員会に対してしなければならない。また、引受時刻証明付の郵便で差し

出す場合においては郵便事業㈱の支店に託したとき、その他の方法による場合は すべて届出が到達したときに効果が生じます。

2 出納責任者の職務

(1) 出納責任者の選任及び届出 (法 180、182、183、183 の 2、190)

出納責任者は、候補者の選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、費用面について全面的な権限と責任を持っています。選挙運動費用は、原則として出納責任者を選任しなければ支出することができません。

候補者は、出納責任者1人を選任し、文書で出納責任者が支出し得る金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。出納責任者を選任し、 又は異動したときは、直ちに選挙管理委員会に文書で届け出なければなりません。郵 送による届出の効力は郵便事業㈱の支店の窓口に引受時刻証明の取扱いで託したとき から生ずることになっています。

なお、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者(候補者又は推薦届出者)が代わって職務を行い、推薦届出者たる選任者に事故があるとき又は欠けたときは、候補者が代わって職務を行うことになります。ただし、その場合には、異動の事由及び年月日を記して前記と同じように文書で届け出なければなりません。

出納責任者が辞任し、又は解任させられた場合には、前任の出納責任者は、収支の計算をし、引継書を作成し、引継の旨及び年月日を記入して後任者とともに署名押印し、現金、帳簿その他の書類を引継がなければなりません。

(2) 出納責任者の職務権限

ア 会計帳簿の備付及び記載(法 185、191)

出納責任者は、45、46 ページの様式の帳簿を備え付け、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入(候補者のために候補者又は 出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。)
- ② 前記①の寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額)及び年月日
- ③ 選挙運動に関するすべての支出(候補者のために候補者又は出納責任者と意思

を通じてなされた支出を含む。)

④ 前記③の支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額及び年月日 ※なお、出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他支出を証すべき書面を、 報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。

イ 会計帳簿の記載

選挙運動に関する費用は、次の10費目に分類し、記載しなければなりません。

① 人件費

人件費としては、選挙運動のために使用する労務者、選挙事務員、車上等運動 員及び手話通訳者に対する報酬が考えられます。

なお、運動員等については、実費弁償が支払われますが、その内容は、交通費、 食糧費として処理すべきものです。

② 家屋費

- a 選挙事務所費としては、事務所自体と机など備品の借上料が考えられます。 事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれます。
- b 集合会場費は、主として個人演説会場の借上料です。この中にはマイク、机 及び椅子などの備品の借上料が入ります。

③ 通信費

通信費は、電報、電話、葉書、封書等に要する費用です。電話架設費は、選挙 事務所費の中に入り、電話の借上料と通話料は通信費に入ります。

④ 交通費

交通費は、候補者、運動員、事務員及び労務者について生じます。このうち、 候補者の分は、原則として選挙運動の費用とみなされませんが、運動員、事務員 及び労務者については実費弁償があります。候補者と運動員がタクシーを利用し た場合は、一般には運動員は便乗と解され記載の必要はありません。運動員が友 人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は時価で見積り、寄附及び支出 として費用の中に計上しなければなりません。

選挙運動用自動車を使用するために要した費用(借上料、ガソリン代、オイル代、運転手の雇料等)は、選挙運動の費用とみなされないので、記載する必要はありません。ただし、自動車に取り付ける文書図画に要する経費は、使用するために要した費用とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければな

りません。

⑤ 印刷費

主として印刷費については、選挙運動のために使用するポスター、ビラ(市長選挙に限る。)及び葉書等の印刷費が考えられます。

なお、公費負担の場合は、備考欄に「全額公費負担」と記載すること。

⑥ 広告費

主として立札、看板、ちょうちん、タスキ及び拡声機等の費用が考えられます。

⑦ 文具費

文具費については、紙、筆、墨その他選挙運動において使用した消耗品等です。

(8) 食糧費

食料費には、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要した費用、法律で認められた運動員及び労務者に対して提供する弁当に要した費用があります。

⑨ 休泊費

休泊費の内容は、休憩費と宿泊費を含めた意味です。

① 雑費

冷暖房用灯油代、木炭代、ガス代、電気料及び水道料はここに入ります。この ほか雑費として記載すべきものは、候補者により、いろいろ異なると思われます。 例えば、看板の作製の場合、看板屋に請負わせたものであれば広告費に入り、 材料を購入して労務者を雇い作製したものであれば、労務費は人件費の中に、木 材、トタン等の材料代は雑費に、ペンキ代は文具費にそれぞれ分けられます。ま た、支払いの際の手数料等もここに計上してください。

ウ 選挙運動費用の支出権限(法187)

立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除き、選挙運動に関する一切の支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、出納責任者の文書による承諾を得たものは、この限りではありません。

なお、立候補準備のために要した支出で候補者若しくは出納責任者となった者が 支出し、又は他の者がその者と意思を通じて支出したものについては、選挙運動の 費用とされ制限額の適用を受けますから、出納責任者は就任後直ちに候補者又は支 出者につきその精算を行い、会計帳簿に記載しなければなりません。

エ 明細書の提出及び領収書等の送付(法186、188)

出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から7日以内に(出納責任者の請求のあるときは直ちに)寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。前記の寄附で候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後、直ちに出納責任者に明細書を提出しなければなりません。

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証すべき書面を徴さなければなりません。また、候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出した者は、この書面を直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

(3) 選挙運動に関する収入、支出の報告 (法 189)

- ア 出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに 支出について会計帳簿の事項を記載した報告書を領収書その他の支出を証すべき書 面の写しを添付して、次の期限及び区分により選挙管理委員会に提出しなければな りません。
 - ① 「選挙の期日の告示の日前まで」、「選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで」、「選挙の期日経過後」になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内(5月7日(月)まで)に報告してください。
 - ② 前記精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その 寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に報告のこと。
- イ この報告書には、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日 及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付しなければな りません。ただし、この書面を徴しがたい事情があるときは、その旨並びに支出の 金額、年月日及び目的を記載した書面を添付しなければなりません。

なお、金融機関への振込による支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び金融機関が作成した振込明細書の写しの添付をもって代えることが可能です。

(会計帳簿の様式) (規則第30号様式)

1 収入簿

	金額又は		寄附名	をした者	金銭以外の寄附		
月日	見積額	種別	住所又は主たる		職業	及びその他の収	備考
			事務所の所在地	体名		入の見積の根拠	
	円						
						~~~~~~~	
					l		

#### 備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

#### 2 支出簿

	金額又は見積額				支出を受けた者			金銭以外		
月日	金銭支出	金	合計	支出 の 目的	住所又は主 たる事務所 の所在地	氏名又 は団体 名	職業	の支出の 見積の根 拠	支出を した者 の 別	備考
	円	円	円							
	~~~~	~~~~	~~~~	~~~	~~~~~~	~~~~	~~~	·///////		~~~
•										
合計										

備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(1) 立候補準備のために支出した費用、(2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、(1)人件費、(2)家屋費((イ)選挙事務所費(ロ)集合会場費等)、(3)通信費、(4)交通費、(5)印刷費、(6)広告費、(7)文具費、(8)食糧費、(9)休泊費、(10) 雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。

前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。

- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

第6 各種証明書等の返還

候補者を辞したとき、選挙が終了したときなど必要がなくなったときは、選挙運動用各種証明書類を選挙管理委員会に返さなければなりません。これらを返還する場合は、「表示等返還目録」を添えて返還してください。なお、返還期限は収支報告書提出期限と同様の**5月7日(月)**までとなります。収支報告書の提出に合わせてご持参ください。

表示等返還目録

平成24年 月 日

碧南市選挙管理委員会

委員長 藤井博司殿

候補者 住所

氏名

印

平成 24 年 4 月 22 日執行の碧南市長・碧南市議会議員一般選挙の表示等を次のとおり返還します。

名 称	受領数	返還数	備	考
選挙運動用自動車の表示	1			
選挙運動用拡声機の表示	1			
候補者用通常葉書使用証明書	1			
新聞広告掲載証明書	2			
選挙運動用通常葉書差出票	40 又は 10			
乗車用腕章	4			
街頭演説用腕章	11			
街頭演説用標旗	1			

- 備考1 選挙が終了したとき又は立候補を辞退(死亡)したときは、直ちにこの目録により表示等を返還してください。
 - 2 候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票及び新聞広告掲載証明書 については、使用済みの場合は、返還数の欄に使用済みと記載してください。
 - 3 表示等を紛失したため返還できない場合は、備考欄に理由を記載してください。

第7 選挙期日後の行為

1 請負等をやめない場合の市長又は市議会議員の当選人の失格(法 104)

市長又は市議会議員の選挙における当選人で、本市に対し請負関係にある者は、速やかにその請負をやめ、かつ、当選の告知をうけた日から5日以内に選挙管理委員会に、その請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選を失うこととなります。

2 選挙期日後のあいさつ行為の制限(法 178)

何人も選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることはできません。

- 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- ・ 自筆の信書及び当選についての祝辞、落選についての見舞いなどの答礼のためにする信書を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。
- 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- ・ 放送設備を利用して放送すること。
- ・ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- ・ 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすること。
- ・ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く こと。

3 供託物の返還(法93)

当選した場合はもちろん、落選した場合にも、一定の得票(供託物の没収点)を得た場合には供託物は返還されますが、得票数がこの没収点に達しないと供託物は没収されます。なお、候補者が選挙期日における投票所を開くべき時刻までに死亡した場合は、供託物は返還されますが、立候補を辞退した場合は返還されません。

(1) 市長選挙

供託物の没収点=有効投票の総数× 10

(2) 市議会議員一般選挙

選挙運動等質疑応答集

〇 立候補の届出に関すること

- **問1** 本人の経営する事業所の屋号と候補者名を併記した通称認定は認定されるか。
- **回答** 通称認定については、戸籍に記載されている氏名に替わるものとして広く通用している かどうかで判断を行います。そのため、単に屋号のみを通称認定申請する場合、認定で きるか疑問であり、本人=屋号と言える証拠書類が必要となります。

屋号はその家族にも通用しますので、本人だけの屋号とし通称を使用しているとは言い 難いため、併記(屋号+本名)での通称は認められないと考えます。

○ 事前運動に関すること

- **問1** 後援会加入のビラ又はリーフレットなどを不特定多数の者に配ることについて何か問題 はあるか。
- **回答** 後援会員に配ること自体に問題はありませんが、投票の依頼などの選挙運動と見られるような表現が記載されている場合、事前運動の禁止にあたる可能性があるため内容に注意が必要です。

また、各戸のポストに入れることや駅前で不特定多数に配ることは特に禁止はされていませんが、配る時期や方法によって、事前運動の禁止、戸別訪問の禁止に抵触する恐れがあります。特に、選挙前に行うと警察から警告を受ける場合もあります。

- **問2** 告示日前に出陣式の周知用ビラを作成し、各関係者へ配布することはできるか。
- **回答** 告示日前に出陣式の周知用ビラを配布することは、選挙運動に該当するような記述がある場合、事前運動として禁止されます。
- **問3** 個人演説会の開催案内のビラを作成し、各関係者へ配布することはできるか。また、個人演説会の日時、会場など書いた紙を渡すことはできるか。
- 回答 告示日前に個人演説会の開催の案内を行なうことは、記載内容に関わらず、問2同様選挙運動用文書にあたるため配布することはできません。個人演説会開催の周知は、選挙運動用自動車での放送、選挙運動用葉書でのお知らせ及び選挙運動用ポスターでの掲示で行うことになります。

- **問4** 告示日前に私信の文書で特定の候補者を支援する内容のものを各関係者へ郵送すること はできるか。
- **回答** 投票の依頼行為となり事前運動となるため行なうことはできません。
- **問5** 候補者の後援会の他にもう一つ政治団体を設立し、その団体が候補者の主義、主張を書いたパンフレットを配布することはできるか。
- 回答 一般的にはその団体の主義や主張だけを記載したようなパンフレットであれば問題ありませんが、その団体から候補者が類推されたり、記載内容(候補者名が記載されている等)や配布する時期又は配布方法によって事前運動と考えられる場合もあるので注意が必要です。
- **問6** 新規後援会加入者に対しお礼のため後援会役員と候補者本人が一軒ずつ回ってあいさつ に行くことはできるか。
- 回答 後援会役員が会員のところへ行く純粋な後援会活動なら問題はありませんが候補者本人が行く場合、時期などにもよりますが、事前運動(売名行為)又は戸別訪問にあたることもあるので注意が必要です。

〇 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に関すること

- 問1 民生委員宅を後援会事務所として使用し、本人も選挙運動を行うことはできるか。
- **回答** 後援会の連絡所となることが直ちに選挙運動につながるとは言えませんが、本人が民 生委員の立場や地位を利用して選挙運動を行なった場合、選挙運動違反になります。
- **問2** 各町内会の会長が後援会加入の勧誘に回ることは問題か。また、連絡委員の場合は。
- **回答** 町内会長は公務員ではないため行なうことは問題ないが、地区の組織を使っているととられかねないので、差し控えることが望ましいと考えます。

連絡委員は、公選法 136 条の 2 に規定する「公務員等」に当たるため、その地位を利用した選挙運動は禁止されます。したがって、この場合も差し控えることが望ましいと考えます。

- 問3 市の審議会委員(辞令あり)や農協組合長が、候補者の後援会長又は事務長を務めることは問題ないか。
- **回答** 地方公務員法により一般職の公務員は後援会長等になることはできませんが、特別職については、後援会内の立場が何であるかによって決まってくるため、役職についたこと自体で問題にはなりませんが、その地位を利用して選挙運動を行った場合、選挙違反に

なる恐れがあります。

〇 選挙運動用自動車に関すること

- **問1** 選挙運動用自動車で、応援演説として他の候補者の氏名を連呼してまわることはできるか。(例えば市議には○○、市長には△△というようなことは許されるか。)
- 回答 他の候補者の自動車表示板、腕章を表示しなければ連呼してまわることはできません。 表示がなければ、法第 243 条に該当し選挙運動違反となります。
- **問2** 選挙運動用自動車で音楽を流しながら連呼することは可能か。
- **回答** 法第140条の気勢を張る行為及び法第141条の3車上の選挙運動に当たらない限り行なう ことはできます。

〇 選挙運動用文書図画に関すること

<文書図画の頒布>

- **間1** 運動員が、候補者のネームや似顔絵入りのユニホームを着用して選挙運動を行なうこと はできるか。
- 回答 候補者を類推するような内容が記載されているユニホーム等については、文書図画に該当し、法第 142 条の回覧行為にあたるため行なうことはできません。また、法第 146 条の禁止を免れる行為(脱法文書)にも該当すると思われます。さらに、政治活動として行う場合でも、法第 143 条第 16 項の禁止行為に該当するため、選挙期間外でも行なうことはできません。

<文書図画の掲示>

- **問1** ○○を励ます会(政治活動)を開催する際の舞台上の看板の大きさと記載内容について制限はあるか。
- **回答** 大きさについて制限はありません。ただし、記載内容について選挙運動に関する内容は 事前運動にあたるため記載することはできません。
- **問2** 街頭演説の場所で、政見を記載した文書図画を胸にさげていることはできるか。
- **回答** 文書図画の掲示できるものにあたらないため、胸にさげることはできません。

- 問3 選挙運動用自動車に似顔絵を書くことはできるか。
- 回答 選挙運動用自動車における立札、看板の類は、大きさの制限はありますが記載内容については特に制限はありません。(ただし、犯罪を構成するような内容の場合、他の法律による処罰の対象となります。)そのため、似顔絵を書くことは特に問題はありません。ただし、似顔絵の部分を枠で囲わない場合、選挙運動用自動車に取り付けて使用する看板の大きさの制限を超える恐れがありますので注意してください。その他、ポスターを掲示することも認められています。
- **間4** 選挙運動用ポスターの掲示責任者が決まらないため、ポスターを印刷した後にシールで 掲示責任者名及び住所を貼ってよいか。
- **回答** シールが剥がれないようにポスターと一体となっていれば可能と考えます。ただし、シールが異常に大きいなど、貼り付け後のポスターが、貼り付け前のものと違い新たなポスターと認められない範囲のものに限ります。

<街頭演説に関すること>

- **問1** 午後8時から午前8時までの間に駅前等で候補者が立ってあいさつすることはできるか。
- **回答** 腕章、たすき等候補者名が入っているものを身につけて行うことはできませんが、立ってあいさつ(「おはようございます」等)をする程度はできると考えます。
- **問2** 隣接市(市外)のショッピングセンターで街頭演説をすることはできるか。
- **回答** 法律上、市外で街頭演説を行うことを禁止していないので行なうことはできると考えますが、行なう際には施設管理者に許可を得たほうが良いかと考えます。なお、個人演説会については選挙区内を前提としているので市外では行えません。

<寄附の禁止に関すること>

- **問1** 選挙事務所へ生花、花輪、飲食物を送ることはできるか。
- 回答 選挙期間中、個人は物品等(金銭等)を寄附することができるため生花、花輪を贈ることはできます。ただし、企業、労働組合、町内会及び同窓会などの組織又は団体は法律上禁止されているためできません。また、飲食物については、お茶うけ程度の菓子は贈ることはできますが、それ以外のものはすべて禁止されています。なお、提供を受けた菓子等は寄附にあたりますので、収支報告書に記載する必要があります。